

職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年2月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程（昭和40年岩手県訓令第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。</p> <table border="1" data-bbox="167 904 761 1099"><tr><td data-bbox="167 904 518 1048">1 企画理事、本庁の部長、総合政策室長、出納局長、理事及び技監</td><td data-bbox="518 904 761 1048">副知事</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="167 1048 761 1099">[略]</td></tr></table>	1 企画理事、本庁の部長、総合政策室長、出納局長、理事及び技監	副知事	[略]		<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。</p> <table border="1" data-bbox="853 904 1447 1099"><tr><td data-bbox="853 904 1204 1048">1 企画理事、<u>会計管理者</u>、本庁の部長、総合政策室長、出納局長、理事及び技監</td><td data-bbox="1204 904 1447 1048">副知事</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="853 1048 1447 1099">[略]</td></tr></table>	1 企画理事、 <u>会計管理者</u> 、本庁の部長、総合政策室長、出納局長、理事及び技監	副知事	[略]	
1 企画理事、本庁の部長、総合政策室長、出納局長、理事及び技監	副知事								
[略]									
1 企画理事、 <u>会計管理者</u> 、本庁の部長、総合政策室長、出納局長、理事及び技監	副知事								
[略]									
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>									

附 則

この訓令は、平成20年2月13日から施行する。